



鳥取県公報

平成12年6月16日(金)

第7189号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任（2件）（耕地課）	1
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集	3
◇ 人委規則	職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（給与課）	4
◇ 公 告	改良普及員資格試験の実施（経営指導課）	5
◇ 雜 報	消防設備士試験の実施（消防課）	7

告 示

鳥取県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 井 上 万吉男 米子市東福原六丁目14-45

〃 永 見 新 一 米子市両三柳2185

〃 中 田 耕 米子市皆生1672-1

〃 大 田 節 夫 米子市西福原八丁目1-7

〃 大 先 進 米子市西福原八丁目7-24

〃 山 根 幸 泰 米子市上福原1543

監 事 竹 本 俊 雄 米子市上福原982-4

〃 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目13-23

平成12年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 井 上 万吉男 米子市東福原六丁目14-45

〃 永 見 新 一 米子市両三柳2185

〃 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目13-23

〃 中 田 耕 米子市皆生六丁目8-35

〃 大 田 節 夫 米子市西福原八丁目1-7

〃 山 根 幸 泰 米子市上福原三丁目3-55

監事 竹本俊雄 米子市上福原二丁目2-18
〃 生林隆輝 米子市西福原九丁目1-32
平成12年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年6月16日

鳥取県知事 片山善博

退任した役員の氏名及び住所

理事 上田英勝 西伯郡大山町長田144
〃 来海定一 西伯郡大山町莊田92
〃 田中定 西伯郡大山町稻光10
〃 深田照夫 西伯郡大山町妻木473
〃 種田紀秋 西伯郡大山町安原144
〃 福見和正 西伯郡大山町上万5
〃 田中実義 西伯郡大山町保田8
〃 山根朗義 西伯郡大山町平田92
〃 岡田三千人 西伯郡大山町中高365-9
〃 坂田清 西伯郡大山町中高423
〃 水鴨弘文 西伯郡大山町野田41
〃 小原茂 西伯郡大山町唐王699
〃 川上馨 西伯郡大山町末長19
〃 門脇正 西伯郡大山町平木99
〃 大原茂利 西伯郡大山町所子120
〃 山根光義 西伯郡大山町上野150-1
〃 松下貞二 西伯郡淀江町大字今津413
〃 角積 西伯郡淀江町大字淀江942
〃 谷徳之 西伯郡大山町豊房380
〃 野口勝博 西伯郡大山町豊房1010
〃 小村正孝 西伯郡大山町豊房1370
〃 小原収 西伯郡大山町豊房1621
〃 西郷明文 西伯郡大山町宮内171
〃 酒嶋右 西伯郡大山町坊領434
〃 遠藤賢次 西伯郡大山町坊領478
〃 宮永寿 西伯郡大山町佐摩469
〃 遠藤達夫 西伯郡大山町今在家74
〃 田中幸人 西伯郡大山町前315
〃 稲田伊佐美 西伯郡大山町鋸戸682
〃 川上英章 西伯郡大山町鋸戸1036
〃 秋本和彦 西伯郡大山町赤松1178
〃 椎木学 西伯郡大山町赤松1188
監事 河上宣雄 西伯郡大山町所子370

〃 渡辺満博 西伯郡大山町妻木475
 〃 松岡 正 西伯郡大山町坊領305
 平成12年5月17日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田中 定 西伯郡大山町稻光10
 〃 深田 照夫 西伯郡大山町妻木473
 〃 山根 完一 西伯郡大山町上万431
 〃 種田 紀秋 西伯郡大山町安原144
 〃 角 積 西伯郡淀江町大字淀江942
 〃 森田 潔 西伯郡大山町国信343
 〃 林原 隆英 西伯郡大山町末吉588
 〃 船原 典 西伯郡大山町上野219
 〃 本田 秀孝 西伯郡大山町唐王728
 〃 門脇 正 西伯郡大山町平木99
 〃 坂田 正利 西伯郡大山町中高423
 〃 小原 収 西伯郡大山町豊房1621
 〃 小村 正孝 西伯郡大山町豊房1370
 〃 酒嶋 右 西伯郡大山町坊領434
 〃 宮永 寿 西伯郡大山町佐摩469
 〃 稲田 伊佐美 西伯郡大山町飯戸682
 〃 椎木 学 西伯郡大山町赤松1188
 監事 上田 英勝 西伯郡大山町長田144
 〃 大原 茂利 西伯郡大山町所子120
 〃 谷野 雄治 西伯郡大山町今在家446

平成12年5月18日就任 任期4年

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第70号**

平成12年度第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年6月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成12年6月19日（月）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第42回衆議院議員総選挙投票状況視察日程について
 - (2) その他

人事委員会告示

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年6月16日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則21号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料の調整額に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1母来寮の項及び岩井長者寮の項中「収容者」を「入所者」に改め、同表皆成学園の項を次のように改める。

皆成学園	(1) 1号棟又は2号棟に勤務し、重度知的障害児と起居を共にする保育士	5
	(2) 1号棟又は2号棟に勤務する保育士長	4
	(3) 1号棟又は2号棟に勤務し、重度知的障害児と起居を共にしない保育士	4
	(4) 3号棟に勤務し、児童と起居を共にする保育士	4
	(5) 3号棟に勤務する保育士長	3
	(6) 3号棟に勤務し、児童と起居を共にしない保育士	3
	(7) 次長(児童の生活指導に従事することを主たる職務内容とする者に限る。)	3
	(8) 育成課長、係長、児童指導員、保健婦及び保健士	3
	(9) (1)から(8)までに掲げる職員以外の職員	1

(職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成7年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則による改正後の」を「職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則(平成12年鳥取県人事委員会規則第21号)第1条の規定による改正後の」に、「改正後の規則」を「平成12年改正後の規則」に改め、「改正前の職員の給料の調整額に関する規則」の次に「(以下「改正前の規則」という。)」を、「得られる額」の次に「(この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数が変更された場合は、当該変更後の調整数が改正前の規則別表第1の調整数欄に掲げられていたものとみなして同項の規定を適用したときに得られる額)」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則及び第2条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則は、平成12年4月1日から適用する。

(調整額の内払)

2 改正前の規則の規定に基づいて、平成12年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号。以下「条例」と言う。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成12年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の期日

平成12年10月12日（木）及び同月13日（金）

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養並びに農業又は家政（生活を含む。）についての専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	基礎選択項目	専 門 選 択 項 目
教育概論	農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物体育種 植物生理 土壌肥料 微生物学 生物化学 食品化学及び食品加工 家畜 家畜衛生 農業水利及び土地改良 農業機械 農業経済 農村社会学 統計学及び情報処理
	生活経営	被服衛生及び被服管理 労働衛生 人間工学 栄養学 食品化学及び食品加工 生物化学 微生物学 食生活 住生活及び住居環境 建築設計 農村計画 家庭経済 生活福祉 発達心理学 健康管理 農村社会学 統計学及び情報処理

(3) 必須項目及び基礎選択項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とし、基礎選択項目は、(2) の表の基礎選択項目の欄に掲げたものの中から、1項目を選択するものとする。

(4) 専門選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、選択した基礎選択項目に応じ、(2) の表の専門選択項目の欄に掲げたものの中から、択一・記述試験にあっては3項目を、論文試験にあっては1項目を選択するものとする。その際には、択一・記述試験と論文試験において同一の項目を重複して選択することができる。

(5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

4 受験資格

試験を受けることができる者は、条例第4条各号に掲げる者（条例第5条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）とする。

なお、条例第4条第2号の知事が別に定める履修基準は、次の表の課程の区分に応じ、同表の履修科目の欄に掲げる科目的うち4科目以上を履修していることとする。

課程	履 修 科 目
生物	生態学 分類学 生理学 形態学 遺伝学 微生物学 生物化学 有機化学 土壌学 統計学
化学	物理化学 無機化学 有機化学 分析化学 生物化学 栄養化学 食品化学 微生物学 生理学 統計学

機 械	機構学 材料力学 機械製図 応用数学 電気工学 計測工学 工業力学 電子工学 情報工学 統計学
土 木	水工学 測量学 土質工学 構造力学 水理学 土木材科学 土木施工法 環境工学 情報工学 統計学
建 築	環境工学 設計製図 建築設備 住居史 地域計画 都市計画 建築計画 農村計画 色彩学 統計学
保 健	労働衛生学 運動生理学 精神衛生 保健衛生 保健学 保健管理学 人類生態学 統計学
法 律	民法 商法 労働法 税法 農業法 環境法 経済政策 経済原論 経営学 統計学
経 済	経済原論 経済政策 金融論 会計学 経営学 農業経済学 地域経済論 統計学
経 営	経営学原理 会計学 備考 マーケティング論 生産管理論 経済原論 経済政策 統計学
社 会	社会学原理 農村社会学 産業社会学 社会心理学 社会調査 家族社会学 地域社会論 統計学
教 育	教育原理 教育心理学 教科教育法 教育史 発達心理学 青年心理学

5 受験願書の受付期間

平成12年7月3日（月）から同月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

なお、郵送による場合は、平成12年7月31日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課

7 受験願書の添付書類

- (1) 履修書
- (2) 受験資格を有する者であることを証明する書類
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの）

8 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

- (2) 既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その試験を停止し、又は合格を無効とする。

- (2) 受験願書及び履修書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課及び各地方農林振興局農業改良普及部において交付する。

なお、その交付を郵便により請求する場合は、120円切手をはったて先明記の返信用封筒を同封すること。

- (3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課（電話0857-26-7266）に照会すること。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次とおり実施する。

平成12年6月16日

財団法人消防試験研究センター理事長 小宮多喜次

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区分	日 時
甲種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成12年8月20日（日）午後1時15分から
	第4類、第5類	平成12年8月20日（日）午前9時から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成12年8月20日（日）午後1時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成12年8月20日（日）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

米子市東福原八丁目27-1 米子産業体育館中会議室

3 受験願書の受付期間

平成12年6月19日（月）から同月30日（金）まで（郵送による場合は、平成12年6月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあっては5,000円、乙種消防設備士試験にあっては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。